

報告第2号

令和5年度決算に係る札幌市各公営企業資金不足比率報告

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市病院事業、札幌市中央卸売市場事業、札幌市軌道整備事業、札幌市高速電車事業、札幌市水道事業及び札幌市下水道事業の令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項に規定する資金不足比率について、同条第1項の規定により、別表のとおり、監査委員の意見を付けて報告する。

別表

(単位：%)

区 分	令和5年度決算に係る 資金不足比率	(参考) 地方公共団体の財 政の健全化に関する法律 施行令第19条に定める 経営健全化基準
病 院 事 業	—	20.0
中央卸売市場事業	—	
軌道整備事業	—	
高速電車事業	—	
水道事業	—	
下水道事業	—	

※ 各公営企業の令和5年度決算に係る資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金の不足額がないことを表す。